

電子契約システム（工事・業務）（GECS）の 2025年3月22日に追加される機能のお知らせ

2025年 3月 22日(土) のメンテナンスにおいて、機能追加を実施します。追加される機能の概要は以下の通りです。

項番	案件概要	概要
1	変更契約における契約保証金の減額入力・総額表示項目の追加	変更契約の「契約金額増減額に対する契約保証金（税込み）」に減額が表示されるようになります。また、契約保証金の総額を確認できるようになります。
2	資料の添付容量の拡大	添付資料のアップロード可能ファイルサイズを拡大します。
3	電子証明書誤登録時の利用者情報削除機能の改善	電子証明書更新をすべきところ、誤って利用者登録をしてしまった等の場合、利用者情報を削除し、同じ電子証明書を使っての電子証明書更新・追加が可能になります。
4	工事請負契約書における項目の追加	工事請負契約書において、「建設発生土の搬出先」という項目が追加されます。

1. 変更契約における契約保証金の減額入力・総額表示項目の追加

変更契約の「契約金額増減額に対する契約保証金（税込み）」に減額が表示されるようになります。
また、契約変更前後における契約保証金の総額が確認できるようになります。

契約図書情報

契約情報		
契約書区分	変更契約書	
契約書等の名称		
項目	変更前	変更後
工事又は業務名		
工事又は履行場所		
工期又は履行期間		
工期又は履行期間(特記事項)		
契約金額(税込み)		
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		
契約金額に対する増減額(税込み)		
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		
契約金額増減額に対する契約保証金(税込み)	減額 1,000,000 円	
	9,000,000 円	8,000,000 円

【参考】変更前後の契約保証金(税込み)

【注意】本項目は入力補助のための参考情報であり、以下のような場合、正しい金額が表示されない点にご留意ください。
●「契約金額増減額に対する契約保証金」を変更後の総額として入力した場合
●当初契約から今回の契約変更までの間、「契約金額増減額に対する契約保証金」の減額情報をプラス金額で入力した場合
●当初契約から今回の契約変更までの間、紙登録した契約図書情報に契約保証金の変更が含まれる場合

戻る 差し戻し 提出 PDF出力

変更1：契約保証金の減額の表示

発注者側で契約保証金の減額が入力可能になったため、減額が表示されるようになります。

変更2：契約保証金（税込み）の前後比較

契約変更の前後における契約保証金の総額が表示されます。

🔔 画面上の【注意】に記載されているケースでは、正確な契約保証金が表示されない場合がありますので、ご注意ください。

2. 資料の添付容量の拡大

添付資料のアップロード可能ファイルサイズを拡大します。

	変更前	変更後
当初契約	1ファイルあたりの最大ファイルサイズ：10MB 合計ファイルサイズ：60MB 最大ファイル数：20ファイル	1ファイルあたりの最大ファイルサイズ： 50MB 合計ファイルサイズ：60MB 最大ファイル数：20ファイル
変更契約	1ファイルあたりの最大ファイルサイズ：10MB 合計ファイルサイズ：15MB 最大ファイル数：5ファイル	1ファイルあたりの最大ファイルサイズ： 50MB 合計ファイルサイズ： 60MB 最大ファイル数：5ファイル
その他（9業務）※	1ファイルあたりの最大ファイルサイズ：1MB 合計ファイルサイズ：5MB 最大ファイル数：5ファイル	1ファイルあたりの最大ファイルサイズ： 10MB 合計ファイルサイズ： 10MB 最大ファイル数：5ファイル

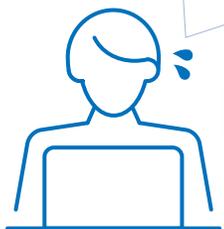
※その他（9業務）の対象書類は以下の通り

- ・契約関係書類（受注者発議）
- ・単価合意書
- ・見積書
- ・検査・認定請求書
- ・請求書
- ・契約関係書類（発注者発議）
- ・契約変更等協議書（見積依頼書）
- ・決定通知書
- ・検査・認定結果通知書

3. 電子証明書誤登録時の利用者情報削除機能の改善

誤って利用者登録をしてしまった際に、これまではヘルプデスクへ問合せを行う必要がありましたが、利用者側で利用者情報を削除し、**同じ電子証明書を使っての電子証明書更新・追加が可能**になります。

電子証明書の更新をしたいが、誤って新規利用者登録をしてしまった・・・。



電子契約システム (工事・業務) 操作マニュアル よくある質問(FAQ) ログイン

よくある質問 (FAQ)

TOP > よくある質問 (FAQ)

問合せの多い質問 >> 電子証明書更新について

- 利用者登録した電子証明書を新しいものに更新しました。どうすればよいですか。

利用者登録した電子証明書について、期限切れや代表者交代に伴い新しい電子証明書に更新した場合は、ポータルサイトトップページの**電子証明書を更新**から更新してください。

<電子証明書更新に必要な情報>

- ・受注者番号 (各通知メールから確認できます)
- ・メールアドレス (新電子証明書を登録したメールアドレスです)

<注意事項>

誤って「利用者登録」をしてしまうと、旧電子証明書の情報や調達案件が引き継がれません。利用者削除を行う方は**利用者削除**をクリックしてください。誤って登録してしまった利用者情報を削除することで、同じ電子証明書を使って電子証明書更新・追加が可能になります。

<注意事項>

誤って「利用者登録」をしてしまうと、旧電子証明書の情報や調達案件が引き継がれません。利用者削除を行う方は**利用者削除**をクリックしてください。誤って登録してしまった利用者情報を削除することで、同じ電子証明書を使って電子証明書更新・追加が可能になります。

電子契約システム (工事・業務)

利用者削除開始

削除を開始します。
ICカードの場合、ICカードリーダー(ICカードを差してください。終わりましたら、電子証明書読込ボタンを押してください。

利用者削除確認

受注者番号		
商号又は名称		
氏名		
住所		
役職		
電話番号		
通信請求書発行事業者登録番号		
連絡先情報		
連絡先名称		
郵便番号		
住所		
電話番号		
役職		
項目	メールアドレス	メール送信先
		送付する
		送付する
		送付する

変更

証明書情報				
取得者会社名	取得者氏名	取得者住所	シリアル番号	有効期間

キャンセル 削除

変更：電子証明書情報の削除

利用者削除時に電子証明書情報も削除できるようになりました。

有効期限切れ、代表者交代、社名・住所変更等に伴う電子証明書の更新時に、誤って利用者登録をしてしまった際は、FAQのリンク先から**登録情報を削除**することで、**電子証明書の更新や追加が可能**になります。

電子契約システム (工事・業務) 操作マニュアル よくある質問(FAQ) ログイン

重要なお知らせ

2024/10/23(水)：システムプラグインの有効期限切れに伴い、新しいプラグインがリリースされました。10/23(水)以降に**プラグインをインストールした端末は再インストールが必要**となります。詳細は**お知らせ**をご確認ください。
2024/3/8(金)：3/8(金)に新しい機能が追加されました。詳細は**お知らせ**をご確認ください。

「ようこそ、電子契約システム (工事・業務) へ」

電子契約システム (工事・業務) では、従来の紙による契約手続の一環の行為と制度的に同じことを元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより、場所や時間の制約を最小限として契約から請求業務が電子的に実現されます。
(以下、電子契約システム (工事・業務) は電子契約システムという。)

- 利用環境準備 >
- 電子証明書更新 >**
- ログイン >
- よくある質問(FAQ) >



ポータルから電子証明書の更新・追加を行ってください

4. 工事請負契約書における項目の追加

「公共工事標準請負契約約款」が定める項目に従い、工事請負契約書の契約図書情報に「建設発生土の搬出先等」を追加します。

契約図書情報

契約情報	
契約書区分	工事請負契約書
契約書等の名称	
工事名	
工事場所	
工期(特記事項)	工期
請負代金額(税込み)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 円
契約保証金(税込み)	なし
変更	
建設発生土の搬出先等	
解体工事に関する費用等	
冒頭文	
特記事項	

戻る

変更:「建設発生土の搬出先等」の追加

工事請負契約書の契約図書情報に「建設発生土の搬出先等」を追加します。